

令和6年全国家計構造調査 ～家計収支に関する結果～（香川県分）

総務省統計局から令和7年12月19日に公表された令和6年全国家計構造調査の香川県分の確報集計から、結果をまとめたものです。

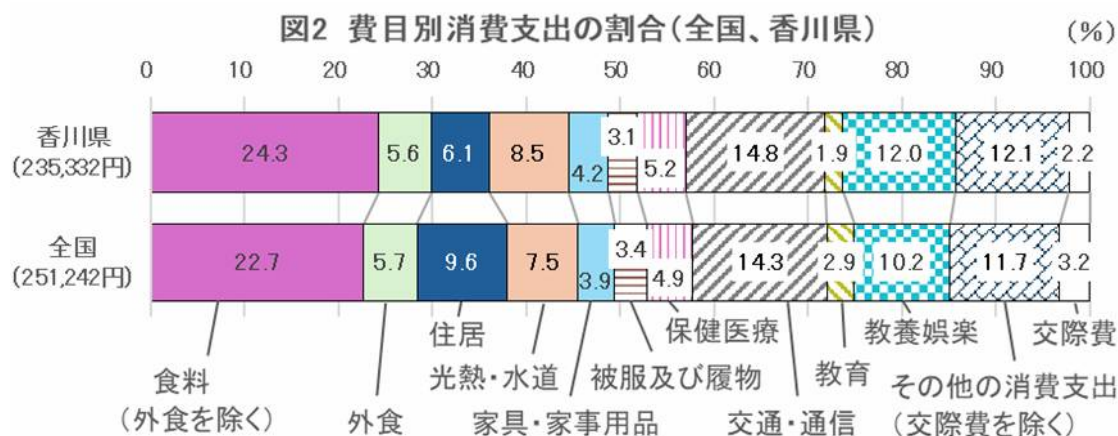
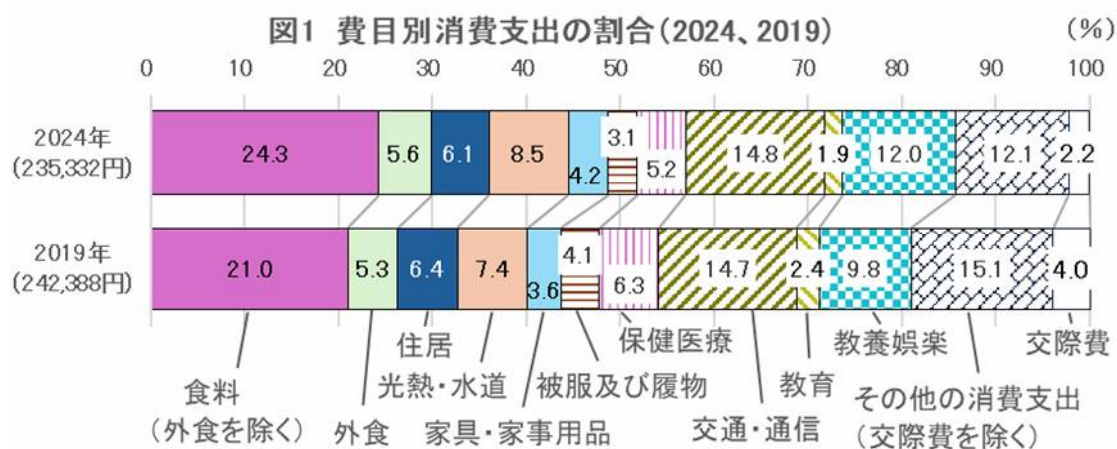
〈費目別消費支出の割合について（全国との比較、前回調査との比較）〉

総世帯の2024年10・11月の1か月平均消費支出（以下「消費支出」という。）は1世帯当たり235,332円で、2019年（242,388円）と比較すると、名目2.9%の減少となっている。

消費支出に占める費目別割合をみると、「食料（外食を除く）」（24.3%）が最も高く、次いで「交通・通信」（14.8%）、「その他の消費支出（交際費を除く）」（12.1%）、「教養娯楽」（12.0%）などとなっている。

全国平均と比較すると、「教養娯楽」、「食料（外食を除く）」などで全国平均を上回っている一方で、「住居」、「教育」、「交際費」などで全国平均を下回っている。

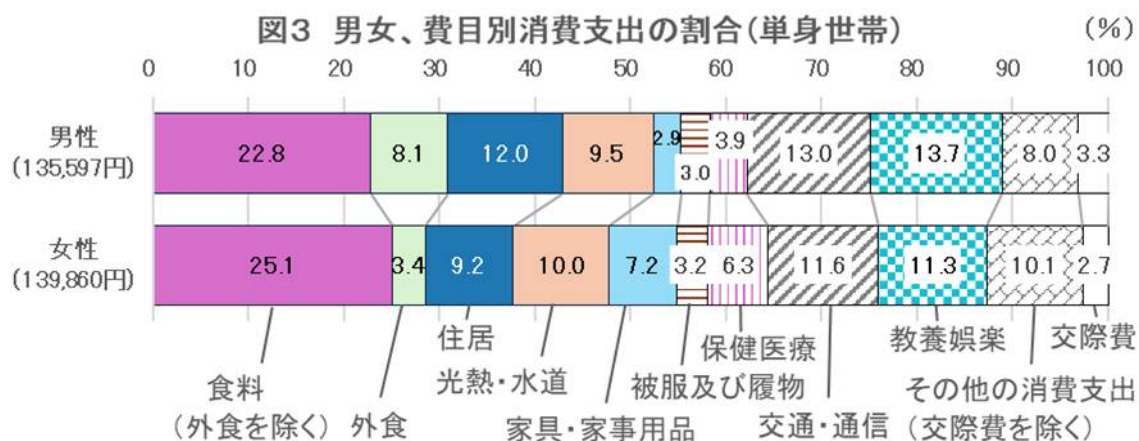
また、費目別割合を2019年と比較すると、「食料（外食を除く）」（3.3ポイント増）、「教養娯楽」（2.2ポイント増）などが上昇しており、「その他の消費支出（交際費を除く）」（3.0ポイント減）、「交際費」（1.8ポイント減）などが低下している。〈図1、図2〉



〈単身世帯の消費支出〉

単身世帯について、消費支出を男女別にみると、男性が135,597円、女性が139,860円となっており、女性が男性を4,263円上回っている。

消費支出に占める費目別割合を男女別にみると、「外食」、「住居」、「教養娯楽」などは男性が女性を上回っており、「家具・家事用品」、「保健医療」、「食料（外食を除く）」などは女性が女性を上回っている。〈図3〉



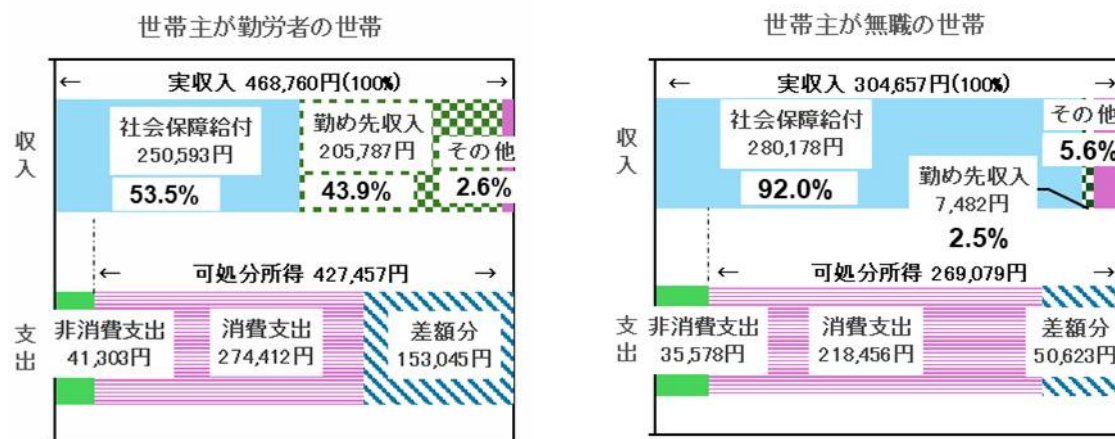
〈夫婦高齢者世帯の収入及び支出〉

夫婦高齢者世帯（65歳以上の夫婦）について、実収入をみると、世帯主が勤労者の世帯は468,760円、世帯主が無職の世帯は304,657円となっている。

内訳をみると、公的年金などの社会保障給付は、それぞれ250,593円、280,178円となっており、実収入に占める割合は、それぞれ53.5%、92.0%となっている。

可処分所得はそれぞれ427,457円、269,079円、消費支出はそれぞれ274,412円、218,456円となっており、世帯主が勤労者の世帯も無職の世帯も可処分所得が消費支出を上回っている。〈図4〉

図4 夫婦高齢者世帯の収入及び支出(世帯主が勤労者の世帯、世帯主が無職の世帯)



〈購入形態別にみた支出〉

総世帯の消費支出について、購入形態別割合をみると、「現金」は 63.0%、「クレジットカード、掛買い、月賦(電子マネー(ポストペイ)を含む)」は 28.2%、「電子マネー(プリペイド)」は 8.8%となっており、2019年と比較すると、「クレジットカード、掛買い、月賦(電子マネー(ポストペイ)を含む)」の割合が最も上昇(11.4ポイント増)している。

消費支出のうちキャッシュレス決済の代表的な購入形態である「クレジットカード、掛買い、月賦(電子マネー(ポストペイ)を含む)」と「電子マネー(プリペイド)」を合計した「クレジットカード、電子マネー等」の支出割合は 37.0%で、全国平均の 37.8%を 0.8ポイント下回っているが、都道府県別の順位は 12位で、中・四国の県の中ではキャッシュレス決済が多く選ばれている。〈図5、図6、表1〉

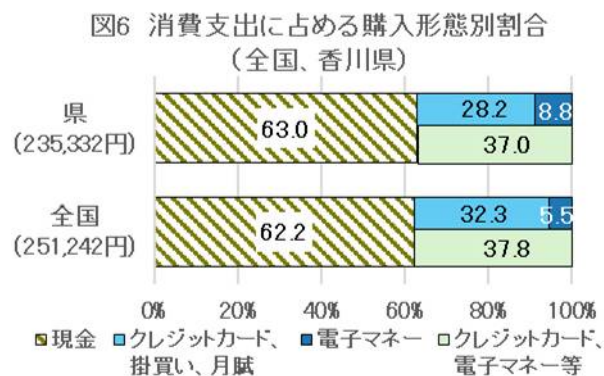
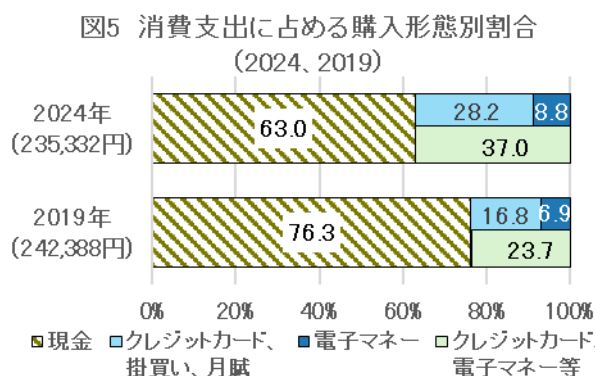


表1 都道府県別消費支出に占める「クレジットカード、電子マネー等」の支出の割合

順位※	都道府県	割合	順位※	都道府県	割合	順位※	都道府県	割合
1	東京都	44.3	17	静岡県	35.9	33	愛媛県	30.2
2	兵庫県	42.7	18	岐阜県	35.7	34	長崎県	30.1
3	神奈川県	42.3	19	栃木県	34.8	35	島根県	30.0
4	愛知県	42.0	20	北海道	34.7	36	山形県	29.9
5	千葉県	41.9	21	長野県	34.4	37	福井県	29.9
6	埼玉県	40.7	22	福岡県	34.1	38	和歌山県	29.4
7	大阪府	40.1	23	滋賀県	33.8	39	山口県	29.1
8	茨城県	38.5	24	群馬県	33.6	40	岩手県	29.0
9	奈良県	38.5	25	山梨県	32.7	41	青森県	28.6
10	石川県	38.0	26	新潟県	32.3	42	鳥取県	28.3
11	宮城県	37.8	27	富山県	32.0	43	大分県	27.1
12	香川県	37.0	28	岡山県	31.9	44	熊本県	26.3
13	沖縄県	36.9	29	徳島県	31.4	45	佐賀県	25.1
14	三重県	36.9	30	高知県	31.3	46	鹿児島県	24.4
15	広島県	36.7	31	福島県	30.8	47	宮崎県	23.3
16	京都府	36.5	32	秋田県	30.7		全国	37.8

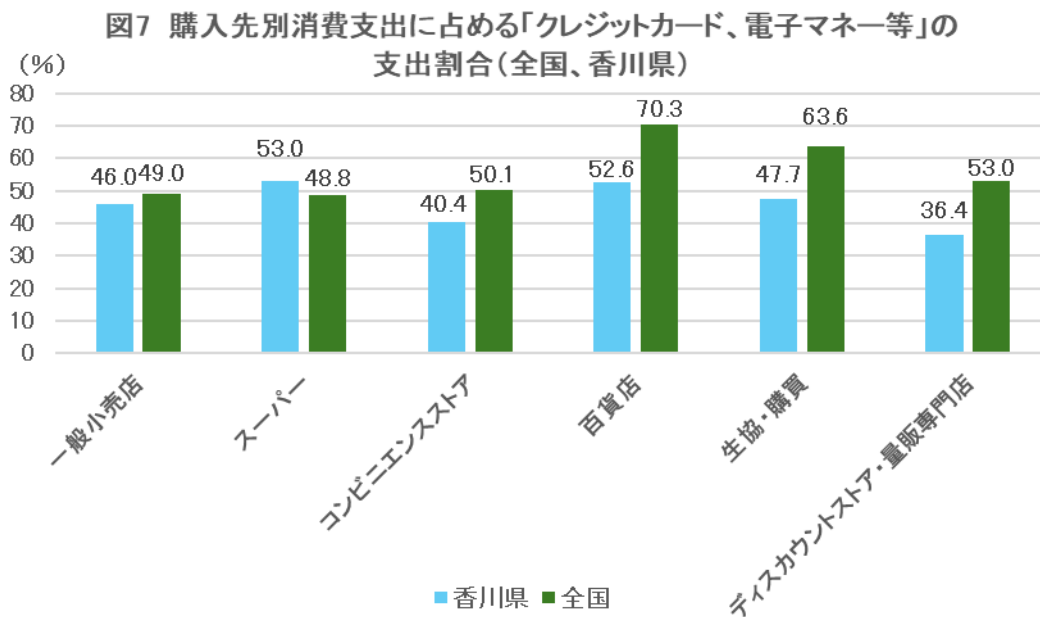
※表中の割合は、表示単位に四捨五入している。

順位は表示単位未満を含めた値で作成しているため、割合が同じでも順位が異なる。

〈店頭販売における購入形態の状況〉

総世帯について、店頭販売における消費支出のうち、「クレジットカード、電子マネー等」の占める割合を購入先別にみると、「スーパー」が53.0%と最も高く、次に「百貨店」で52.6%となっている。

「スーパー」における「クレジットカード、電子マネー等」の支出割合は、本県の方が全国平均（48.8%）を4.2ポイント上回っている。〈図7〉



調査の概要

1 調査の目的

「全国家計構造調査」は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査です。この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」（基幹統計「全国家計構造統計」を作成するための調査）で、国が実施する統計調査のうち特に重要な調査です。1959 年（昭和 34 年）以来 5 年ごとに実施しており、令和 6 年調査は 14 回目に当たります。

2 調査の期間

令和 6 年 10 月及び 11 月の 2 か月間実施しました。

3 調査の対象

全国から無作為に選定した約 90,000 世帯を対象としました。

なお、次に掲げる世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から調査の対象から除外しました。

(1) 二人以上の世帯

- ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- イ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの営業上の使用人が 4 人以上いる世帯
- エ 外国人世帯

(2) 単身世帯

- オ 二人以上の世帯の対象外（ア、イ及びエ）に該当する者
- カ 学生の単身世帯
- キ 15 歳未満の単身世帯
- ク 社会施設及び矯正施設の入所者（例：介護保険施設）
- ケ 病院及び療養所の入院者
- コ 自衛隊の営舎内居住者

4 調査事項

(1) 市町村調査

「家計簿」、「年収・貯蓄等調査票」及び「世帯票」の 3 種類の調査票により、日々の家計の収入と支出、年間収入、預貯金などの金融資産、借入金、世帯構成、世帯員の就業・就学状況、現住居の状況（床面積、建築時期など）、現住居以外の住宅・宅地の保有状況を調査しました。

市町村調査は、3 種類全ての調査票に回答をお願いする「基本調査」と、「年収・

貯蓄等調査票」及び「世帯票」の2種類の調査票に回答をお願いする「簡易調査」で調査しました。

(2) 都道府県調査（「家計調査」調査対象世帯への追加調査）

「家計調査」に御回答いただいている世帯の皆様に、以下のいずれかの調査をお願いしました。

- ・家計調査世帯特別調査：「基本調査」の調査事項のうち、家計調査と重なる事項を除いた項目を1枚の調査票で調査しました。
- ・個人収支状況調査：通常の「家計調査」では捉えきれていない「個人の判断で自由に使えるお金」の収支内容を、世帯員1人1人に配布する「個人収支簿」で調査しました。

5 調査方法

調査員が調査対象世帯に調査票を配布することにより行いました。調査票の提出は、次のいずれかの方法を世帯が選択することができます。

- ア インターネット回答
- イ 調査員に提出
- ウ 郵送により提出（「簡易調査」の場合）

なお、「都道府県調査」については、家計調査と一体的に実施します。

用語の解説

※ 「家計収支に関する結果」に関わる部分について記載しています。今後、結果公表の進捗に伴う追記・修正を予定しています。

○世帯主

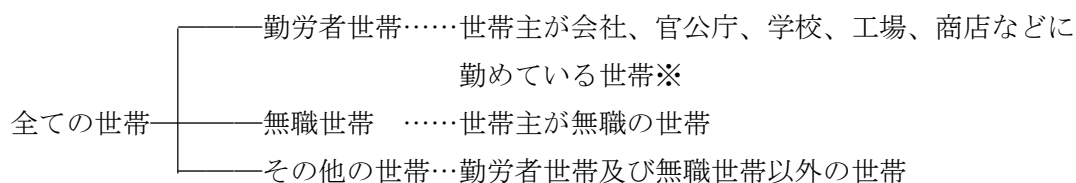
名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

○世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

○世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に分類される。



※ 世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「その他の世帯」とする。

○収入と支出

収入は、勤め先収入や事業・内職収入などの「実収入」、預貯金引出、クレジット購入などの「実収入以外の受取（繰入金を除く）」及び「前月からの繰入金」の三つに分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。）、預貯金預入、借入金返済などの「実支出以外の支払（繰越金を除く）」及び「翌月への繰越金」の四つに分類される。

○可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。

○購入形態

世帯で購入した品目について、品目ごとにその支払方法（「現金」、「クレジット」、掛買

い、月賦)、「電子マネー」等)を家計簿に記入する方法で調査した。

なお、集計上の「現金」には、支払方法で「現金」、「ポイント」、「商品券」、「デビットカード」、「口座間振込等」及び「自分の店の商品」とされたもののほか、自動引落としによる支払のうち「クレジット、掛買い、月賦」に該当しない支出を含めている。

また、二次元バーコード等による決済サービスを利用した場合は、支払った際に選択した購入形態に応じて分類している。

○購入先

購入先は、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入先を家計簿(11月分のみ)に記入する方法で調査した。なお、保険の掛金、こづかい、贈与金及び口座自動引落としによる支出等については購入先を調査していない。

購入先の分類基準は次表のとおりである。

	購 入 先	分 類 基 準
通 信 販 売	1 通信販売 (インターネット)	インターネット上で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態(いわゆるネットショッピング)をいう。また、ネットスーパーの宅配(ネット注文)、宅配ピザ(ネット注文)などもここに含める。
	2 通信販売(その他)	「1 通信販売(インターネット)」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態をいう。
店 頭 販 売	3 一般小売店	次の「4 スーパー」～「8 ディスカウントストア・量販専門店」以外の小売店をいう。例えば、個人商店、ガソリンスタンド、書店、雑貨店、高級ブランドショップ、新聞小売店、チケットショップなどをいう。
	4 スーパー	食品、日用雑貨、衣類、電化製品など、各種の商品を、セルフサービスで販売する小売店をいう。
	5 コンビニエンス ストア	食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24時間又は長時間営業を行う小売店をいう。
	6 百貨店	衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常時50人以上の従業員のいる小売店をいう。
	7 生協・購買	組合員の出資によってつくられている生活協同組合、農業協同組合や会社、官公庁が職員のために設けている購買部をいう。

	8 ディスカウント ストア・量販専門店	店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品（ファストファッションを含む。）などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいう。
その他	9 その他	上記以外の店、例えば、美容院、クリーニング店、問屋、市場、露店、行商、リサイクルショップなどをいう。また、飲食店（レストラン、ファーストフード、居酒屋等）や自動販売機、電気料金や都市ガス料金などの支払もここに含める。

利用上の注意

1. 調査時期（家計収支に関する結果）

令和6年全国家計構造調査の「家計収支に関する結果」は、原則として10月・11月の収支を調査した結果であり、通年の収支を調査したものではありません。家計収支には季節性がありますので、10月・11月の収支内容がそのままその年の収支内容を代表するものとはなりません。

2. 標本誤差

全国家計構造調査は標本調査であり、結果には標本誤差が含まれます。

3. 総数と内訳の計・分類項目ごとの留意事項

原則として不詳の世帯は総数にのみ含み、内訳項目には含まれないこと、四捨五入による端数の調整を行っていないことから、総数と内訳の計は必ずしも一致しません。